

説明資料 2

射水市の子ども・子育て支援施策の目標事業量と供給量について

(第1回委員会の説明資料2「量の見込み」についてに追加修正を加えたもの。目標事業量の数値を修正したものについては数値に下線を表示)

1 子どものための教育・保育給付

(1) 施設型給付

① 認定こども園

根拠法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）※認定権者は都道府県									
内容	<p>【概要】 幼稚園、保育所のうち、次の機能を備えるものとして都道府県が認定した施設</p> <p>① 幼児教育・保育の両方の機能（親の就労にかかわらず、教育・保育を一体的に実施）</p> <p>② 地域における子育て支援（相談活動や集いの場の提供等）を行う機能</p> <p>【対象児童】 0歳～小学校就学前まで</p> <p>【類型】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">幼保連携型</td> <td>認可幼稚園＋認可保育所 (幼稚園と保育所が連携して一体的に運営)</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型</td> <td>認可幼稚園＋保育所的機能 (幼稚園が保育所的な機能を備える)</td> </tr> <tr> <td>保育所型</td> <td>認可保育所＋幼稚園的機能 (保育所が幼稚園的な機能を備える)</td> </tr> <tr> <td>地方裁量型</td> <td>保育所的機能＋幼稚園的機能 (認可外施設が両方の機能を備える)</td> </tr> </table> <p>【利用時間】 1日4時間程度の利用や1日8時間程度の利用など、柔軟に選択可能</p> <p>【利用料金】 各施設が設定（幼保連携型と保育所型は所得に応じた料金を設定）</p>		幼保連携型	認可幼稚園＋認可保育所 (幼稚園と保育所が連携して一体的に運営)	幼稚園型	認可幼稚園＋保育所的機能 (幼稚園が保育所的な機能を備える)	保育所型	認可保育所＋幼稚園的機能 (保育所が幼稚園的な機能を備える)	地方裁量型	保育所的機能＋幼稚園的機能 (認可外施設が両方の機能を備える)
幼保連携型	認可幼稚園＋認可保育所 (幼稚園と保育所が連携して一体的に運営)									
幼稚園型	認可幼稚園＋保育所的機能 (幼稚園が保育所的な機能を備える)									
保育所型	認可保育所＋幼稚園的機能 (保育所が幼稚園的な機能を備える)									
地方裁量型	保育所的機能＋幼稚園的機能 (認可外施設が両方の機能を備える)									
施設数	幼保連携型 1か所 太閤山あおい園（第二あおい幼稚園、太閤山保育園） ※保育園の利用料金は市の保育料徴収基準額に準拠									
利用者数 (H26.4.1)	幼稚園部 58名 保育園部 166名									

② 幼稚園

根拠法	学校教育法 ※認可権者は都道府県
設置運営基準	幼稚園設置基準
内容	<p>【概要】 「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う。</p> <p>【対象児童】 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児 (私立幼稚園においては2歳児から対象)</p> <p>【利用時間】 ・標準的な教育時間…4時間 ・教育時間終了後等に、預かり保育や教育活動を実施</p> <p>【利用料金】 施設ごとに異なる保育料・入園料等を設定</p>
施設数	<p>5園 (公立3か所/私立2か所)</p> <p>公立 本江、七美、大門わかば</p> <p>私立 あおい、第三あおい</p>
利用者数 (H25.4.1)	<p>287人 (公立 190人/私立 97人)</p> <p>2歳児… 3人</p> <p>3歳児… 87人</p> <p>4歳児… 101人</p> <p>5歳児… 96人</p>

目標事業量 利用可能数 単位：人	1号認定(3~5歳児)＜幼稚園＞						
	全	体	H27	H28	H29	H30	H31
	目 標 事 業 量		354	341	345	337	341
	利 用 可 能 数		915	909	911	905	907
	過 不 足 (△ : 不 足)		561	568	566	568	566
	北	西	H27	H28	H29	H30	H31
	目 標 事 業 量		70	64	66	60	62
	利 用 可 能 数		70	64	66	60	62
	過 不 足 (△ : 不 足)		0	0	0	0	0
	*利用可能数については今後、隣接市と利用調整が必要。						
	北	東	H27	H28	H29	H30	H31
	目 標 事 業 量		46	44	46	44	45
	利 用 可 能 数		210	210	210	210	210
	過 不 足 (△ : 不 足)		164	166	164	166	165
	南	西	H27	H28	H29	H30	H31
	目 標 事 業 量		101	94	94	93	98
	利 用 可 能 数		195	195	195	195	195
	過 不 足 (△ : 不 足)		94	101	101	103	97
	南	東	H27	H28	H29	H30	H31
	目 標 事 業 量		138	139	140	141	138
利 用 可 能 数		440	440	440	440	440	
過 不 足 (△ : 不 足)		302	302	300	299	302	

2号認定(3~5歳児)〈幼稚園〉

全 体	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	135	131	132	129	131
利 用 可 能 数	561	568	566	568	566
過 不 足 (△ : 不 足)	426	437	434	439	435

*利用可能数は1号認定〈幼稚園〉の過不足数とする。

北 西	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	27	25	25	23	24
利 用 可 能 数	27	25	25	23	24
過 不 足 (△ : 不 足)	0	0	0	0	0

北 東	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	17	17	18	17	17
利 用 可 能 数	164	166	164	166	165
過 不 足 (△ : 不 足)	147	149	146	149	148

南 西	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	39	36	36	35	38
利 用 可 能 数	94	101	101	103	97
過 不 足 (△ : 不 足)	55	65	65	68	59

南 東	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	53	53	54	54	53
利 用 可 能 数	302	301	300	299	302
過 不 足 (△ : 不 足)	249	248	246	245	249

③ 保育園

根拠法	児童福祉法
設置運営基準	射水市立保育園条例
内容	<p>【概要】 「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて、「保育に欠ける」乳児又は幼児を保育する。</p> <p>【対象児童】 満2か月から小学校就学前までの「保育に欠ける」児童 ※公立保育園は満6か月児から</p> <p>【「保育に欠ける」基準】 就労、疾病等により、児童の保護者のいずれもが当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。</p> <p>【利用時間】 月～土曜日 7：00～18：00 (19：00または20：00までの延長保育あり) (休日保育を実施している園においては日・祝も利用可)</p> <p>【利用料金（月額）】 所得に応じて設定 3歳以上児 0～32,000円 3歳未満児 0～40,000円</p>
施設数	<p>25か所（公立13か所／私立12か所）</p> <p>公立 放生津、八幡、新湊、新湊西部、片口、塚原、金山、大江、千成、池多、大門きらら、大島南部、下村</p> <p>私立 新湊中部、新湊作道、海老江、堀岡、黒河、杉の子、あいあい、小杉東部、小杉西部、水戸田、大島つばさ、射水おおぞら</p>
利用者数 (H26.4.1)	2,762人（公立1,062人／私立1,700人）

目標事業量 利用可能数 単位：人	2号認定(3~5歳児)＜保育園＞					
	全 体	H27	H28	H29	H30	H31
	目 標 事 業 量	1,822	1,756	1,781	1,738	1,765
	利 用 可 能 数	2,125	2,125	2,125	2,125	2,125
	過 不 足 (△：不足)	239	305	280	323	296
	※利用可能数については平成22~25年度までの実績の最大値とする。					
	北 西	H27	H28	H29	H30	H31
	目 標 事 業 量	364	333	344	314	320
	利 用 可 能 数	417	417	417	417	417
	過 不 足 (△：不足)	53	84	73	103	97
	北 東	H27	H28	H29	H30	H31
	目 標 事 業 量	228	222	230	220	225
	利 用 可 能 数	302	302	302	302	302
	過 不 足 (△：不足)	74	80	72	82	77
	南 西	H27	H28	H29	H30	H31
	目 標 事 業 量	540	505	505	497	526
	利 用 可 能 数	627	627	627	627	627
	過 不 足 (△：不足)	87	122	122	130	101
	南 東	H27	H28	H29	H30	H31
	目 標 事 業 量	690	696	702	707	694
利 用 可 能 数	751	751	751	751	751	
過 不 足 (△：不足)	61	55	49	44	57	

3号認定(0歳児)＜保育園＞

※国資料により目標事業量を再設定する。

全 体	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	<u>268</u>	<u>266</u>	<u>264</u>	<u>263</u>	<u>261</u>
利 用 可 能 数	289	289	289	289	289
過 不 足 (△:不足)	21	23	25	26	28

※利用可能数については各保育園の保育室の面積より積算

北 西	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	<u>44</u>	<u>43</u>	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>40</u>
利 用 可 能 数	64	64	64	64	64
過 不 足 (△:不足)	20	21	22	22	24

北 東	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>34</u>
利 用 可 能 数	38	38	38	38	38
過 不 足 (△:不足)	4	4	4	4	4

南 西	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	<u>86</u>	<u>86</u>	<u>86</u>	<u>86</u>	<u>86</u>
利 用 可 能 数	81	81	81	81	81
過 不 足 (△:不足)	△5	△5	△5	△5	△5

*目標事業量については平成25年度実績値とする。

南 東	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	<u>104</u>	<u>103</u>	<u>102</u>	<u>101</u>	<u>100</u>
利 用 可 能 数	104	104	104	104	104
過 不 足 (△:不足)	0	1	2	3	4

3号認定(1・2歳児)＜保育園＞

全 体	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	918	954	962	960	956
利 用 可 能 数	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125
過 不 足 (△ : 不 足)	207	171	163	165	169

※利用可能数については各保育園の保育室の面積より積算

北 西	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	151	160	161	158	155
利 用 可 能 数	269	269	269	269	269
過 不 足 (△ : 不 足)	118	109	108	111	114

北 東	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	117	123	123	121	119
利 用 可 能 数	155	155	155	155	155
過 不 足 (△ : 不 足)	38	32	32	34	36

南 西	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	268	292	293	292	292
利 用 可 能 数	281	281	281	281	281
過 不 足 (△ : 不 足)	13	△11	△12	△11	△11

南 東	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	382	379	385	389	390
利 用 可 能 数	419	419	419	419	419
過 不 足 (△ : 不 足)	37	40	34	30	29

(2) 地域型保育給付

- ① 小規模保育事業
- ② 家庭的保育事業
- ③ 居宅訪問型保育事業
- ④ 事業所内保育事業

該当なし

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子育て支援拠点事業

根拠法	児童福祉法										
内容	<p>【概要】 小学校就学前の児童とその保護者が交流するための出会いの場、遊びの場を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。</p> <p>【対象者】 小学校就学前の児童とその保護者</p> <p>【利用料金】 無料</p>										
実施施設	<p>12か所 一般型 公立4か所／私立7か所 公立 新湊、小杉北部、大門、下村 私立 海老江、新湊作道、太閤山、大島つばさ、射水おおぞら、グランパ、ふらっと 連携型 私立1か所 戸破</p>										
平成25年度実績	延利用者数 50,839人										
目標事業量 (対象者数) 単位：人	<table> <tr> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> </tr> <tr> <td>51,000</td> <td>51,500</td> <td>52,000</td> <td>52,500</td> <td>53,000</td> </tr> </table>	H27	H28	H29	H30	H31	51,000	51,500	52,000	52,500	53,000
H27	H28	H29	H30	H31							
51,000	51,500	52,000	52,500	53,000							

(2) 妊婦健康診査

根拠法	母子保健法
内容	<p>【概要】 市が医療機関及び助産所と契約し、妊婦の健康管理のために実施する妊婦一般健康診査の費用を公費負担する。</p> <p>【利用回数】 14回分まで</p> <p>【対象者】 市内在住の妊婦</p> <p>【助成金額】 96,250円(受診票14枚を交付)</p>
実施施設	県内医療機関、県外里帰り機関
平成25年度実績	延受診者数 8,681件
目標事業量 (対象者数) 単位：人	<p>H27 H28 H29 H30 H31 708 700 691 680 665</p> <p>※当該年度の翌年度の0歳児の人数(推計人口から)</p>

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p>【概要】 母の産後の健康状態や子どもの養育環境などの把握をするとともに、子育て支援に関する情報提供などを行う。また、支援が必要な家庭には関係機関との連絡調整を図り、健全な育成環境の確保を図る。</p> <p>【対象者】 市内在住の、生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭</p> <p>【訪問者】 射水市母子保健推進員、保健師、助産師</p> <p>【利用料金】 無料</p>
平成 25 年度 実績	訪問件数 540件
目標事業量 (対象者数) 単位：人	<p>H27 H28 H29 H30 H31 715 708 700 691 680</p> <p>※当該年度の0歳児の人数（推計人口から）</p>

(4) ファミリー・サポート・センター事業

根拠法	児童福祉法										
内容	<p>【概要】 子育ての手助けが必要な方と、子育てをサポートしたい方とが会員登録し、相互で援助活動を行い、市町村がこれを援助する（登録事務、マッチング等を実施）。</p> <p>【利用料金】 1時間 700円（月～金曜日 7：00～19：00） 1時間 900円（早朝・夜間、土・日・祝日）</p>										
実施施設	射水市ファミリーサポートセンター （射水市社会福祉協議会に委託）										
平成 25 年度 実績	協力会員 140人 依頼会員 347人 両方会員 24人 活動件数 1,242件										
目標事業量 （対象者数） 単位：人	<table> <tr> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> </tr> <tr> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> </tr> </table>	H27	H28	H29	H30	H31	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
H27	H28	H29	H30	H31							
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500							

目標事業量
(対象者数)
単位：人

一時預かり(幼稚園在園児童)

全 体	H27	H28	H29	H30	H31
目標事業量	14,669	14,669	14,669	14,669	14,669

北 西	H27	H28	H29	H30	H31
目標事業量	3,009	3,009	3,009	3,009	3,009

北 東	H27	H28	H29	H30	H31
目標事業量	616	616	616	616	616

南 西	H27	H28	H29	H30	H31
目標事業量	4,293	4,293	4,293	4,293	4,293

南 東	H27	H28	H29	H30	H31
目標事業量	6,751	6,751	6,751	6,751	6,751

一時預かり(保育園等で行っている事業)

全 体	H27	H28	H29	H30	H31
目標事業量	6,340	6,340	6,340	6,340	6,340

北 西	H27	H28	H29	H30	H31
目標事業量	1,513	1,513	1,513	1,513	1,513

北 東	H27	H28	H29	H30	H31
目標事業量	459	459	459	459	459

南 西	H27	H28	H29	H30	H31
目標事業量	2,209	2,209	2,209	2,209	2,209

南 東	H27	H28	H29	H30	H31
目標事業量	2,159	2,159	2,159	2,159	2,159

(6) 延長保育事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p>【概要】 保護者の就労形態や家庭の事情などにより、午前7時から午後8時までの範囲で開園時間11時間を超えて保育時間の延長を必要とする児童に対し、保育を実施する。</p> <p>【対象児童】 保育園に入園している児童で、保育時間の延長が必要であると認められる児童</p> <p>【利用時間】 18:00～20:00（一部保育園は19:00まで）</p> <p>【利用料金】 18:00以降 1時間あたり120円</p>
実施施設	<p>23か所（公立 10か所／私立 12か所）</p> <p>公立 放生津、片口、塚原、金山、大江、千成、池多、大門きらら、大島南部、下村</p> <p>私立 新湊中部、新湊作道、海老江、堀岡、黒河、杉の子、あいあい、小杉東部、小杉西部、水戸田、大島つばさ、射水おおぞら、太閤山</p>
平成 25 年度 実績	延利用者数 26,391人

目標事業量 (対象者数) 単位：人	延長保育事業					
	全 体	H27	H28	H29	H30	H31
	目標事業量	890	881	884	871	873
	北 西	H27	H28	H29	H30	H31
	目標事業量	134	130	131	124	124
	北 東	H27	H28	H29	H30	H31
	目標事業量	112	112	113	109	110
	南 西	H27	H28	H29	H30	H31
	目標事業量	265	262	262	260	267
	南 東	H27	H28	H29	H30	H31
	目標事業量	379	377	378	378	372

(7) 病児・病後児保育事業

根拠法	児童福祉法																		
内容	<p>【概要】 児童が病気等で保育園に預けられない場合または保護者が家庭で看病できないときなどに保育園で一時的に預かる。</p> <p>【対象児童】 市内の保育園に入園している児童または市内に住所を有するもので、他市町村の保育園に通園している児童</p> <p>【利用時間】 月～金曜日 8：30～17：00 （年末・年始を除く）</p> <p>【利用料金】 1日2,000円</p>																		
実施施設	病児保育 1か所 射水おおぞら保育園																		
平成 25 年度実績	延利用者数 76人																		
目標事業量 (対象者数) 単位：人	<p>病児保育事業(病児・病後児)</p> <p>※国資料により目標事業量を再設定する。</p> <table border="1" data-bbox="587 1809 1329 1957"> <thead> <tr> <th>全 体</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標事業量</td> <td><u>360</u></td> <td><u>360</u></td> <td><u>360</u></td> <td><u>360</u></td> <td><u>360</u></td> </tr> <tr> <td>利用可能数</td> <td>360</td> <td>360</td> <td>360</td> <td>360</td> <td>360</td> </tr> </tbody> </table>	全 体	H27	H28	H29	H30	H31	目標事業量	<u>360</u>	<u>360</u>	<u>360</u>	<u>360</u>	<u>360</u>	利用可能数	360	360	360	360	360
全 体	H27	H28	H29	H30	H31														
目標事業量	<u>360</u>	<u>360</u>	<u>360</u>	<u>360</u>	<u>360</u>														
利用可能数	360	360	360	360	360														

(8) 放課後児童健全育成事業

根拠法	児童福祉法								
内容	<p>【概要】 保護者が就労等により昼間家庭にいないなど「保育」が必要な児童に対し、放課後及び夏・冬・春休み・土曜日等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、指導員が適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的として実施している。</p> <p>【対象児童】 小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの</p> <p>【利用時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～金曜日…放課後から 18 時(一部 19 時)まで ・土曜日…8 時(一部 7 時又は 8 時 30 分)から 18 時(一部 16 時 30 分、17 時、17 時 30 分又は 19 時)まで ・長期休業期間…8 時(一部 7 時又は 8 時 30 分)から 18 時(一部 16 時 30 分、17 時、17 時 30 分又は 19 時)まで <p>【利用料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校期間の月～金曜日で 18 時まで利用の場合…5,000 円～6,000 円 ・土曜日及び長期休業期間の料金は別途(学級ごとに料金設定) 								
実施施設	18 学級(新湊小 1 学級、放生津小 1 学級、作道小 1 学級、東明小 1 学級、片口小 1 学級、堀岡小 1 学級、太閤山小 2 学級、中太閤山小 2 学級、小杉小 2 学級、歌の森小 1 学級、金山小 1 学級、大門小 3 学級、大島小 1 学級)								
登録児童数 (26.4.1 現在)	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">1 年生… 3 1 2 人</td> <td rowspan="6" style="font-size: 3em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">計 8 0 8 人</td> </tr> <tr> <td>2 年生… 2 4 7 人</td> </tr> <tr> <td>3 年生… 1 9 8 人</td> </tr> <tr> <td>4 年生… 4 2 人</td> </tr> <tr> <td>5 年生… 6 人</td> </tr> <tr> <td>6 年生… 3 人</td> </tr> </table>	1 年生… 3 1 2 人	}	計 8 0 8 人	2 年生… 2 4 7 人	3 年生… 1 9 8 人	4 年生… 4 2 人	5 年生… 6 人	6 年生… 3 人
1 年生… 3 1 2 人	}	計 8 0 8 人							
2 年生… 2 4 7 人									
3 年生… 1 9 8 人									
4 年生… 4 2 人									
5 年生… 6 人									
6 年生… 3 人									

目標事業量
利用可能数
単位：人

放生津小学校

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	<u>21</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>19</u>
利 用 可 能 数	41	41	41	41	41
過不足(△:不足)	20	19	19	19	22

新湊小学校

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	<u>27</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>27</u>
利 用 可 能 数	40	40	40	40	40
過不足(△:不足)	13	12	12	12	13

作道小学校

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	39	48	47	54	57
利 用 可 能 数	42	42	42	42	42
過不足(△:不足)	3	△6	△5	△12	△15

片口小学校

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	<u>49</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>43</u>
利 用 可 能 数	93	93	93	93	93
過不足(△:不足)	44	47	51	51	50

堀岡小学校

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>23</u>	<u>24</u>	<u>25</u>
利 用 可 能 数	60	60	60	60	60
過不足(△:不足)	35	35	37	36	35

東明小学校

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	<u>43</u>	<u>42</u>	<u>43</u>	<u>40</u>	<u>42</u>
利 用 可 能 数	58	58	58	58	58
過不足(△:不足)	15	16	15	18	16

塚原小学校※

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	8	9	10	12	10
利 用 可 能 数					
過不足(△:不足)	△8	△9	△10	△12	△10

小杉小学校

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	104	113	112	117	113
利 用 可 能 数	102	102	102	102	102
過不足(△:不足)	△2	△11	△10	△15	△11

金山小学校

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	<u>23</u>	<u>21</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>
利 用 可 能 数	25	25	25	25	25
過不足(△:不足)	2	4	5	5	5

歌の森小学校

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	89	93	97	96	102
利 用 可 能 数	106	106	106	106	106
過不足(△:不足)	17	13	9	10	4

太閤山小学校

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	<u>79</u>	<u>79</u>	<u>77</u>	<u>76</u>	<u>74</u>
利 用 可 能 数	100	100	100	100	100
過不足(△:不足)	21	21	23	24	26

中太閤山小学校

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	95	100	110	101	101
利 用 可 能 数	113	113	113	113	113
過不足(△:不足)	18	13	3	12	12

大門小学校					
年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	141	140	133	130	122
利 用 可 能 数	226	226	226	226	226
過不足(△:不足)	85	86	93	96	104

下村小学校※					
年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	22	22	21	18	19
利 用 可 能 数					
過不足(△:不足)	△22	△22	△21	△18	△19

大島小学校					
年 度	H27	H28	H29	H30	H31
目 標 事 業 量	<u>58</u>	<u>62</u>	<u>62</u>	<u>64</u>	<u>64</u>
利 用 可 能 数	63	63	63	63	63
過不足(△:不足)	5	1	1	△1	△1

※ 塚原小学校、下村小学校について放課後児童クラブ未設置につき、コミュニティセンター、児童館での学童保育登録数を基に目標事業量を算出。

- | | | |
|---|---|------|
| <ul style="list-style-type: none"> (9) 養育支援訪問事業 (10) 子育て短期支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ①短期入所生活援助事業（ショートステイ） ②夜間養護等事業（トワイライトステイ） | } | 該当なし |
|---|---|------|